

ダイワのファミリーサポートサービス取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第21条 規定の変更</p> <p>本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要として認めた場合には、変更されることがあります。</p> <p><u>なお、本規定の内容が変更され、お客様の従来の権利を制限したり新たな義務を課すことになる場合には、その変更事項を通知させていただきます。</u></p> <p><u>また、上記にかかわらずその変更内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、お客様から所定の期日までに異議のお申立てがないときはご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第21条 規定の変更</p> <p>本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要と認めた場合には、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。</u></p> <p><u>変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>